

輪島市監査公表第32号

平成25年10月29日付発監査第144号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成25年11月15日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





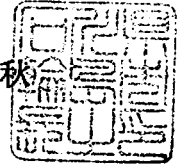
発都第 161 号

平成25年11月 1日

輪島市監査委員 湊 良 作 様

輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

都市整備課

監査執行年月日

平成25年10月18日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①公営住宅使用料の滞納について 滞納額が多額の方等には、分納誓約書を作成し負担の軽減を図る等、納付の取り組みに努めているが、依然として滞納が発生している。引き続き滞納額削減に向け取り組んでいただきたい。</p>	<p>滞納者に対しては毎月督促状を送付し、それでも納付していだけない方には電話連絡や直接訪問をこまめに実施することで滞納額の削減に努めます。</p>	<p>措置済</p>